

2024 年度日本農業経済学会大会（東北大学）

個別報告申込要領

個別報告（口頭報告，ポスター報告）の申込要領は次のとおりです。

1. 注意事項

- (1) 個別報告は「口頭報告」と「ポスター報告」の2つに分けられますが、両方に同じ表題や内容で申し込むことはできません。また、異なる表題や内容の報告であっても、筆頭著者（名前の順番が最初で発表者本人）としての報告は、個別報告と特別セッションをあわせて1報告に限られます。なお、報告論文または Research Letters への投稿も、個別報告と特別セッションをあわせて1報告に限られます。
- (2) 申し込みの際に必要な提出物は、①個別報告申請票（以下、「申請票」）、②個別報告要旨（以下、「報告要旨」）、③個別報告原稿（以下、「報告原稿」）の3点です。②報告要旨と③報告原稿について、受け付けの要件は次の2点です。
 - 1) 完成原稿であること。分析途上の不完全な原稿や、完成原稿を装うために発表済みのものを転載した原稿などは受け付けません。また、報告原稿は4～6頁で作成してください。
 - 2) テンプレートを使用して、「書式見本」どおりに整序した原稿であること。報告要旨と報告原稿のテンプレートは、本学会ホームページ（以下、学会 HP という）からダウンロードしてください。
- (3) 申し込み数によって、口頭報告からポスター報告へ（もしくはその逆の）変更を依頼することがあります。
- (4) 2024 年度日本農業経済学会東北大学大会の個別報告は、大会2日目の2024年3月31日（日曜日）に東北大学青葉山コモンズ（青葉山キャンパス）で開催します。

2. 提出物と提出方法

（「2024 年度日本農業経済学会 個別報告申請手順」を併せて参照してください。）

《提出物》

①申請票，②報告要旨（1頁），③報告原稿（4～6頁）の3点を提出することが必要です。まずこれらのファイルあるいはテンプレートを、学会 HP 上からダウンロードしてください（いずれの書類も毎年様式が変更されていますので、学会 HP で公開される最新のファイルあるいはテンプレートを必ず用いてください）。なお、個別報告のうち口頭報告とポスター報告では、申請票が異なります。

その後、各自の情報に書き換えてください。なお、本文書巻末には報告要旨の作成要領及び見本が示されています。

注意事項

- 1) 提出ファイル名は、①申請票、②報告要旨、③報告原稿のそれぞれについて、「2024 年度日本農業経済学会 個別報告申請手順」の 2.【送信時のファイル名】の指示に従って保存したものを提出してください。
- 2) 完成した論文は送信時には pdf ファイルとしてお送りください。また、ファイル容量は 5M バイトを超えないようお願いします。

《提出方法》

- (1) 提出は電子メールで、以下のアドレスへ送信してください。この個別報告受付専用の送信先に送付された申請のみを個別報告として受け付けますので、送付先に間違いのないように確認してください（学会事務局のメールアドレスに申請されても、受け付けません）。

口頭報告の送信先 : k_aesj2024@aesjapan.sakura.ne.jp

ポスター報告の送信先 : p_aesj2024@aesjapan.sakura.ne.jp

- (2) 電子メールの送信件名を、「2024 年度日本農業経済学会 個別報告申請手順」の 3.【申請先】(b) の指示に従って設定してください。
- (3) 3 点の提出物（①申請票、②報告要旨、③報告原稿）が揃っていることを確認の上、送信してください。提出物や提出方法に不備がある場合や、「3. 受付期間」に示す締め切りに遅れた場合は受け付けません。

上記の手順により申請された申請者に対して、学会事務局より 12 月 22 日（金）までに申請受領のメールを申請電子メールに返信の形でお送りいたします。このメールをもって報告の受領といたします。もし、12 月 22 日（金）までにこの申請受領メールが届かない場合は、その旨を事務局宛にメールにて「個別報告申請の確認（会員番号または氏名）」として照会のメールをお送りください。

ただし、以下の場合には、受領メールはお送りしませんので、あらかじめご了承ください。

- 申請メール送信先が(1)で示したものと異なるアドレスに送られたもの。
- 「3. 受付期間」以外に届けられたもの。
- 申請時に必要なファイルが添付されていないもの。ファイル名に不備があるもの。

（なお、この申請受領メールは、個別報告の採択を意味するものではありません。個別報告の採択については、「7. 個別報告の採択について」を参照してください。）

3. 受付期間

2023 年 12 月 1 日（金）～15 日（金）17:00（必着）（この期間以外は受領しません。）

4. ①申請票の作成について

(1) 会員要件

筆頭著者（名前の順番が最初で発表者本人）とコレスポンディング・オーサー（報告に関する問い合わせなどについて、学会との連絡に責任を負う者、1名）に該当する報告者は、報告の段階で本学会員であり、本年度の年会費を納入済みである必要があります。まだ入会されていない場合には、2024年1月中には入会の手続きを終えてください。学会 HP から入会の手続きを行うことができます。

学生会員については単年度の会員資格となっています。2022年度に学生会員であった方は、2023年度において会員資格の延長の手続きが必要になります。

(2) 筆頭著者とコレスポンディング・オーサーに該当する報告者の指定

①「申請票」の所定欄に、筆頭著者とコレスポンディング・オーサーに該当する報告者の会員番号を記入してください（非会員の場合、会員番号の記入は不要です）。コレスポンディング・オーサーに該当する報告者の氏名の後に*を付けてください。

(3) 言語について

①「申請票」の「報告言語」欄で、該当する言語（日本語または英語）を選択してください。なお、②「報告要旨」と③「報告原稿」も①「申請票」の「報告言語」欄で選択した言語を用いて作成してください。

(4) 報告分野の選択

①「申請票」の「報告分野選択」Ⅰ～Ⅲに必要事項を記入してください。記入事項を参考に類似分野の個別報告と連続するように会場や時間帯を調整します。ただし、報告数や会場の制約から、上記の調整ができない場合もあります。

(5) 筆頭著者の年齢の記入（ポスター報告申請のみ）

①「申請票」については、口頭報告とポスター報告が別様式になっています。このうちポスター報告の申請票では、ポスター賞の審査対象報告の確認のために、筆頭著者の年齢（報告時）の記入をお願いしています。

5. ②報告要旨の作成について

「個別報告要旨用テンプレート」で報告要旨を作成後、【別紙1】～【別紙3】の作成要領、書式見本、要旨見本に従って作成されているか確認してください。報告要旨（Word ファイル）は1頁で作成してください。

6. ③報告原稿の作成について

「個別報告原稿用テンプレート」で個別報告原稿を作成後、学会 HP の「論文投稿規程など」からダウンロードできる作成要領（『農業経済研究』投稿細則（2019年4月1日からの投稿に適用）第5条）に従って作成されているか確認してください。報告原稿（PDF）は4～6頁で作成してください。また、報告原稿は「完成された論文」であることを求められていますが、作成にあたっては学会 HP の「論文投稿規程など」に掲載されている

『農業経済研究』審査規程の第6条「8. 審査項目」も十分に参照してください。

7. 個別報告の採択について

個別報告の採択については、2024年2月中旬に学会HPで告知予定の「個別報告プログラム」への掲載をもって申請者への報告に代えます。申請者は各自確認してください。

8. 報告方法の概要等

報告方法、口頭報告のプレゼンテーション用ファイル関係、ポスターの作成方法などは、学会HPで「2024年度日本農業経済学会大会 個別報告発表要領」を参照してください。

(1) 口頭報告

- 1) 口頭報告の報告時間は25分（17分の報告と7分の質疑応答、1分の交代時間）を予定しています。ただし、報告数によって変更する場合があります。
- 2) プロジェクターを用いる場合、報告者がノートパソコンを持参してください。RGB（VGA）かHDMIの出力端子の備わったパソコン（備わっていない場合には変換アダプター）をご持参ください。ケーブルは会場に備えてあります。
- 3) 午前中の報告者は報告当日の9時までに、午後の報告者は午後の開始時刻までに、各自で会場のプロジェクターならびにPCの動作確認を念のため実施してください。接続不具合による報告時間の延長はいたしません。念のため、PDFに変換したプレゼンテーション用ファイルを保存したUSBフラッシュメモリを持参されることをお勧めします。事前にプレゼンテーション用ファイルを提出していただく必要はありません。

(2) ポスター報告

- 1) ポスター報告は、①掲示期間（9:00～15:30頃まで）は報告者が原則常駐し、閲覧者への説明・討論を行うこと、②指定時間（11:00～12:30頃まで。報告数によって調整）に10分の報告（7分のプレゼンテーションと3分の質疑応答）を行うことが義務付けられています。この両方を適切に行ったことをポスター賞選考委員会が確認できた場合に限り、ポスター報告を行ったものと認めます。
- 2) ポスターの作成やその他の注意事項は、学会HP「2024年度日本農業経済学会大会 個別報告発表要領」の別紙1「ポスター作成要領」に従ってください。サイズはAゼロ判を厳守してください（複数枚を貼り合わせたものでも結構です）。
- 3) ポスターは当日（2024年3月31日）9時までに会場の所定の場所に掲示してください。
- 4) ポスターの内容と当日の報告を審査の上、優れた報告に対してポスター賞を授与します。ポスター賞は、40歳未満の報告者が発表する報告を対象とします。なお、受賞者の氏名は当日の14時以降に、大会受付付近に貼りだす予定です。

9. 報告論文または Research Letters への投稿

- (1) 個別報告（口頭報告とポスター報告）後または特別セッション報告後に投稿された原稿のうち、掲載可と判定された原稿は、和文原稿の場合「報告論文」として『農業経済研究』（以下「和文誌」という）に、英文原稿の場合「Research Letters」として『Japanese Journal of Agricultural Economics (JJAE)』（以下「英文誌」という）に、それぞれ掲載されます。
- (2) 個別報告（口頭報告とポスター報告）を「報告論文」または「Research Letters」として投稿する場合は、報告時の筆頭著者を投稿時点で変更することは認められません。
- (3) 投稿原稿の提出時期は、2024年5月中旬とする予定です。提出期限については、今後学会HPで公表される報告論文投稿要領をご参照ください。
- (4) 投稿原稿の様式は、和文誌及び英文誌の「投稿規程」、「投稿細則」に従い、ページ数は原則4ページ、上限6ページです。3ページ以下の原稿は受け付けません。
- (5) 英文サマリー（100 words まで）、キーワード（3 words）、メールアドレスの記載、及びコレスポンドイング・オーサーの明示が必要です（筆頭著者がコレスポンドイング・オーサーを兼ねる場合を含む）。
- (6) 筆頭著者及びコレスポンドイング・オーサーは、2023年度に本学会員であることが必要です。
- (7) 投稿時に審査料として5,000円を頂きます。掲載が受理された場合は、掲載料と英文サマリーの校閲料を納入する必要があります。掲載料は4ページで2万円、5ページで3万円、6ページで5万円となります。英文サマリーの校閲料は著者の実費負担とし、1,500円程度を予定しています。

以上

【別紙1】個別報告要旨作成要領

「個別報告要旨用テンプレート」を使用して要旨を作成し、以下の点を確認してください。

1. 書式

- (1) A4 判横書き 1 頁。文字数と行数の設定は、42 文字×45 行とする。
- (2) 余白は上下各 30mm，左右各 25mm とする。
- (3) 図表は余白にはみ出ないようにレイアウトする。
- (4) 読点はコンマ，句点はピリオドとする。

2. 構成

- (1) 表題（中央に置く。MS 明朝 14 ポイント）
- (2) 副題がある場合はダッシュで閉じる。（中央に置く。MS 明朝 10.5 ポイント）
- (3) 1 行空ける
- (4) 報告者名（中央に置く。MS 明朝 10.5 ポイント。報告者名の後に所属別に番号を上付きで付ける。報告者が複数の場合は「・」で区切って横に続ける。コレスポন্ディング・オーサーは所属を示す番号の後に*を付ける）
- (5) 所属（中央に置く。MS 明朝 10.5 ポイント。所属の前に番号を上付きで付ける。所属が複数の場合は「・」で区切って横に続ける）
- (6) コレスポন্ディング・オーサー（「Corresponding author*:」の後に，該当者の電子メールアドレスを記入する。中央に置く。Times New Roman 10.5 ポイント）
- (7) 1 行空ける
- (8) 本文（和文字：MS 明朝 10.5 ポイント，英数字：Times New Roman 10.5 ポイント）

【別紙3】 個別報告要旨テンプレート使用見本

不完全競争市場における米作農家の借地行動

—取引費用と不確実性の影響分析—

藍上 植雄^{1*}・館 伝人²

¹ 垣久大学・² 佐志周センター

Corresponding author*: aiue@kakiku-u.ac.jp

農家が農地を借りるときには、適当な農地を探すための探索費用などの取引費用が発生する。また、現時点だけで判断すれば借地による収益増加が見込まれる場合であっても、将来の収益が不確実なときには、将来に対する不安から、現時点の借地契約を延期または断念する可能性がある。既存研究は、これら2つの抑制要因の影響が捨象された完全競争市場として農地貸借市場を捉えてきたために、既存研究の分析結果が示唆するほどに現実の農地流動化は進展しなかった。本研究の課題は、こうした取引費用と収益の不確実性が、農家の借地行動の抑制要因となっていることを理論的に明らかにした上で、米作農家を対象とした実証分析において、取引費用の金額と不確実性の度合いを表す数値を、具体的に計測することである。

分析結果は次のとおりである。はじめに、農地貸借市場が不完全競争市場であれば、既存研究が暗黙に仮定してきた完全競争市場による借地選択基準は、流動化の程度を過大に評価してしまうことを理論的に明らかにした。次に、実証分析によって、取引費用、収益の不確実性に対する度合いを表すオプション価値係数、並びに借地の延期で期待される金額を示すオプション価値を推計した結果、これら3つの推計値は、理論的符号条件とともに、5%水準で統計的有意性を満たしたため、農地貸借市場は不完全競争市場であることが実証された。

農林水産省『農地の移動と転用』によると、米作における借地契約の平均期間は約7年間であることから、7年間の借地契約全般における取引費用、オプション価値係数、オプション価値は、それぞれ、前半期間（1981～1992年）で67,822円、2.175、79,715円、後半期間（1995～2002年）で34,707円、3.202、76,430円であった。また、10アール当たり1年分の取引費用と借地延期の期待値を、前半期間と後半期間の順に割引現在価値で評価すると、それぞれ、取引費用は9,402円と4,811円、借地延期の期待値は11,051円、10,595円となった。一方、不確実性の度合いを表すオプション価値係数は、1.0よりも大きくなるほど不確実性が高まっていることを示しており、先述のとおり、前半期間が2.175、後半期間が3.202である。

これらの推計結果を2期間について比較した結果、取引費用が大きくオプション価値係数が小さい前半期間の関係が、後半期間では逆転していたことが明らかとなった。すなわち、食糧管理法のもとで安定的な米作収益が実現できた時期を多く含む前半期間では、不確実性の度合いは小さく、安定的な収益が旺盛な借地需要を誘発した。同時に、安定的な米作収益は貸付地の供給を抑制する効果も有したため貸し手市場が形成され、借り手は探索範囲の拡大を余儀なくされて、取引費用が増加したことを示している。その一方で、食糧法のもとで米価の下落に歯止めがかからず、米作収益が不安定化した後半期間では、不確実性の度合いは大きく、米作の収益性が低下する中で、貸付地の供給が増加して借り手市場が形成された。その結果、取引費用は減少したことを示している。このように、計測期間の前半では取引費用が、計測期間の後半では収益の不確実性が、それぞれ借地の主要な阻害要因として働いたために、借地延期の期待値であるオプション価値はそれほど変化せず、全期間を通じて、農家の17～25%が借地行動を延期していたことが明らかになった。したがって、「北風か太陽か」で論争となった「高米価流動化促進論」や「低米価流動化促進論」は、いずれも片手落ちであった。流動化を進展させるためには、規模階層間の生産性格差を助長するだけでは不十分であり、取引費用と収益の不確実性を軽減するための対策を同時に実施する必要があることを、分析結果は示している。